



福祉3 医療助成制度について

医療保険適用後の自己負担分の医療費を助成する制度です。

1. 重度心身障害者医療費助成制度

【対象者】

- 身体障害者手帳1級～3級のかた
- 療育手帳④、A、Bのかた
- 精神障害者保健福祉手帳1級のかた
- 65歳以上で後期高齢者医療制度の障害認定を受けたかた（65歳未満で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられる状態であったかたに限り。）
- ※65歳以上で新規に手帳を取得されたかたはこの制度の対象外です。
- ※特別障害者手当に準じた所得制限があります。

2. こども医療費助成制度

【対象者】

- 0歳から18歳到達後（3月31日）までの子ども

3. ひとり親家庭等医療費助成制度

【対象者】

- 母子・父子家庭の母・父と18歳未満の児童（一定の障害のある児童がいる場合20歳未満。以下同じ）
- 父母のいない18歳未満の児童の養育者とその児童
- 父または母に一定の障害のある家庭の18歳未満の児童とそれを監護する父または母
- ※児童扶養手当に準じた所得制限があります。

問合せ＝福祉課 社会福祉係 ☎76-5132

特別障害者手当、障害児福祉手当について

特別障害者手当

在宅での日常生活において、重度の障害ゆえに特に必要とされる介護などの負担を軽減するための手当です。

【対象者】

20歳以上であって、精神障害（知的障害を含む）または身体の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にあるかた。

※詳細はお問い合わせください。

【手当額】 月額 27,350円（令和3年度）

障害児福祉手当

在宅の重度障害児のかたに対する福祉の措置の一環として実施されている手当です。

【対象者】

20歳未満であって、身体障害者手帳の1級の一部および2級の一部のかた、療育手帳④のかた並びに常時介護を要する精神障害者その他これと同程度のかた。

※詳細はお問い合わせください。

【手当額】 月額 14,880円（令和3年度）

問合せ＝福祉課 社会福祉係 ☎76-5132

本庄市社会福祉協議会からのお知らせ

「児玉郡市手話奉仕員養成講座・基礎課程」を開催します

手話で日常会話を行うために必要な技術を習得します。

日時＝5月12日(水)～12月1日(水)の毎週水曜日
午後1時30分～3時30分 全25回

※5月19日・7月21日・9月15日・11月3日・11月17日は行いません。

場所＝児玉公民館（アスピアこだま）
会議室2・3

費用＝無料（テキストを持っていない場合は購入）

対象＝本庄市児玉郡在住・在勤で、手話奉仕員養成講座入門課程を修了したかた、または同等の技術・知識を有するかた

定員＝15名（先着順）

申込み＝4月15日(水)から電話または直接本庄市社会福祉協議会へ

※託児を希望のかたはご相談ください。

問合せ＝本庄市 社会福祉協議会 ☎22-7275

65歳以上75歳未満で障害をお持ちのかた

後期高齢者医療制度の障害認定について

65歳以上75歳未満のかたで一定の障害があるかたは、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

【対象者】

- 身体障害者手帳1級～3級のかた
- 身体障害者手帳4級のかたで、次のいずれかに該当されるかた
 - ①下肢障害4級1号
(両下肢のすべての指を欠くもの)
 - ②下肢障害4級3号
(一下肢を下腿の2分の1以上欠くもの)
 - ③下肢障害4級4号
(一下肢の著しい障害)
 - ④音声機能または言語機能の著しい障害
- 療育手帳④、Aのかた
- 精神障害者保健福祉手帳1級、2級のかた
- 障害年金1級、2級の年金証書をお持ちのかた

【申請方法】

○申請場所 住民保険課 保険年金係

○持参するもの

- ・現在加入している保険証（被保険者証）
- ・障害の程度がわかるもの（障害者手帳、年金証書（障害年金）など）

【保険料について】

障害認定により後期高齢者医療制度に加入する場合は、加入月から後期高齢者医療保険料をご負担いただきます。希望する場合は、申請前に保険料を試算します。

※月の途中で認定を受ける場合は、それまで加入していた医療保険と後期高齢者医療制度とで、それぞれ高額療養費の自己負担限度額を負担することになりますのでご注意ください。

問合せ＝住民保険課 保険年金係 ☎76-1366

国民年金保険料学生納付特例制度について

20歳以上であれば、学生であっても国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

しかし、経済的に保険料を納めることが難しい場合は、在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。



【対象となるかた】

大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校に在学する20歳以上の学生
※本人の前年所得が128万円を超えるときは、この特例の対象とならない場合があります。

【学生納付特例制度の承認期間】

20歳を迎えた月～令和4年3月

【学生納付特例制度の承認を受けた期間について】

この特例の対象となった期間については、年金の受給資格期間に算入されますが、将来の老齢基礎年金額には反映されません。ただし、承認を受けてから10年以内の期間であれば、さかのぼって保険料を納めることができます（追納）。追納することにより、老齢基礎年金額に反映されます。追納する保険料の額は、3年度目以降から申請当時の保険料に加算額が上乗せされます。

【申請方法】

申請場所 住民保険課 保険年金係

申請に必要なもの 年金手帳またはマイナンバーが確認できる書類、学生証

※学生証に有効期限の記載がない場合は在学証明書が必要です。

※令和2年度に学生納付特例の承認を受けたかたで、令和3年度も在学予定のかたには、日本年金機構からハガキが届きます。そのハガキに必要な事項を記入して返送することにより、令和3年度の申請ができます。ただし、在学する学校や卒業予定年月日など、当初の申請内容に変更がある場合は、役場または年金事務所まで再度申請手続きが必要です。

問合せ＝住民保険課 保険年金係 ☎76-1366